

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成28年3月28日 午後3時

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更申請について
- 議第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 農業委員会事務局職員の配置替について

報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 正副部会長会議の結果報告について
- 報第 3号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第 4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 5号 農地潰廃通報について
- 報第 6号 作付変更届について
- 報第 7号 農地法第3条の3第1項の届出について

出席委員 32名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 渡 邊 一 英 委員 | 2番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 3番 嘉 藤 太加雄 委員 | 4番 藤 田 吉 則 委員 |
| 5番 栗 原 一 郎 委員 | 6番 野 崎 文 夫 委員 |
| 7番 五十嵐 秀 一 委員 | 8番 蒲 澤 正 委員 |
| 9番 大 桃 伸 之 委員 | 10番 眞 野 薫 委員 |
| 11番 坂 井 良 雄 委員 | 12番 大 竹 正 信 委員 |
| 13番 原 正 利 委員 | 14番 羽 生 俊 昭 委員 |
| 15番 刈 屋 一 夫 委員 | 16番 佐 藤 満 委員 |
| 17番 捧 譽 委員 | 18番 内 山 清 委員 |
| 19番 佐 藤 裕 雄 委員 | 21番 阿 部 新一郎 委員 |
| 22番 阿 部 眞佐雄 委員 | 23番 田 邊 稔 委員 |
| 24番 阿 部 銀次郎 委員 | 25番 清 野 秀 作 委員 |
| 26番 星 野 英 治 委員 | 27番 内 山 敏 雄 委員 |

28番 渡邊 勝夫 委員 29番 熊倉 睦 委員
30番 原田 勝 委員 31番 小林 茂宏 委員
32番 坂井 浩行 委員 33番 横山 一雄 委員

欠席委員 2名

20番 村井 善一郎 委員 34番 廣川 哲也 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 堀 雅志
経営基盤係副参事 渡辺 正美
経営基盤係主任 堀江 定昭
経営基盤係主任 高野 久美子

午後3時00分 開会及び開議

(午後3時00分 三條新聞社傍聴)

議長 (野崎会長)

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

(挨拶 略)

出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、出席32名、欠席2名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。13番、原正利委員、23番、田邊稔委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議第1号の審議に当たり、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、議長を2番、村山佐喜雄会長代理に交代いたします。よろしくお願いいたします。

(会長 野崎文夫委員退席、会長代理 村山佐喜雄委員議長席に着く)

議長 (村山会長代理)

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

なお、5番、栞原一郎委員、6番、野崎文夫委員、7番、五十嵐秀一委員、27番、内山敏雄委員、以上の委員は農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いします。

(午後3時05分 5番栞原一郎委員、6番野崎文夫委員、7番五十嵐秀一委員、
27番内山敏雄委員退席)

議長 (村山会長代理)

それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局 (堀事務局長)

では、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明いたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきましてご説明申し上げます。

議案の1ページお願いいたします。今月の申請は2件で、合計面積6,416㎡であります。

なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告をいただいた案件であります。

880番は、福島新田地内の農地2筆、2,871㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

881番は、長嶺地内の農地2筆、3,545㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきましてご説明申し上げます。

大分飛びますが、議案の32ページお願いいたします。今月の申請は、新規設定39件、面積18万4,288.49㎡、再設定45件、面積44万8,113.52㎡、合計では84件、面積63万2,402.01㎡であります。

それでは、お戻りいただきまして、2ページの882番から順に説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

882番から、11ページになりますが、11ページの907番までの26件につきましては、相対でそれぞれ新規に利用権設定をするものであります。

それでは、882番から順にご説明を申し上げます。882番は、塚野目6丁目地内の農地1筆、2,023㎡、883番は東大崎地内外の農地計12筆、1万1,448.91㎡、884番は大宮新田地内の農地1筆、1,282㎡、885番は諏訪3丁目地内の農地2筆、1,196㎡、886番は猪子場新田地内の農地24筆、1万4,823㎡、887番は荻堀地内外の農地計7筆、2,343.48㎡、888番は桑切地内の農地4筆、1,988㎡、889番は棚鱗地内の農地1筆、2,996㎡、890番は落合地内外の農地計11筆、6,555㎡、891番は新屋地内の農地1筆、1,873㎡、892番は東大崎1丁目地内の農地1筆、2,033㎡、893番は北五百川地内の農地2筆、2,131㎡、894番は福島新田地内の農地1筆、2,014㎡、895番は大宮新田地内外の農地計11筆、1万8,918㎡、続きまして896番は東大崎1丁目地内の農地1筆、2,45㎡、897番は大島地内の農地6筆、6,186㎡、898番は大島地内外の農地計9筆、7,030㎡、899番は大島地内外の農地計2筆、1,361㎡、続きまして900番でございます。900番は、金子新田地内の農地1筆、65㎡、901番は諏訪1丁目地内の農地7筆、2,078㎡、902番は同じく諏訪1丁目地内の農地4筆、1,019㎡、903番は同じく諏訪1丁目地内の農地27筆、5,247.35㎡、904番は諏訪1丁目地内外の農地計12筆、5,112.30㎡、905番は須頃2丁目地内の農地2筆、1,586㎡、906番は善久寺地内の農地2筆、4,989㎡、907番は同じく善久寺地内の農地1筆、300㎡、以上26件につきましては相対で新規にそれぞれ利用権設定をするものであり

ます。

次の908番から、15ページになりますが、920番までの13件につきましては農地利用集積円滑化団体である「にいがた南蒲農業協同組合」を通して新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

908番は、下保内地内の農地4筆、6,713㎡、909番は西本成寺2丁目地内の農地7筆、4,948㎡、910番は直江町3丁目地内の農地3筆、2,601㎡、911番は金子新田地内の農地5筆、7,199㎡、912番は同じく金子新田地内の農地1筆、505㎡、913番は茅原地内の農地1筆、7,961㎡、914番は金子新田地内外の農地計3筆、8,210㎡、915番は東光寺地内の農地6筆、1万3,829㎡、916番は同じく東光寺地内の農地2筆、6,548㎡、917番は福島新田地内の農地4筆、1万1,125㎡、918番は同じく福島新田地内の農地1筆、1,298㎡、919番は福島新田地内外の農地計13筆、3,477㎡、920番は耕作者を変更するもので、金子新田地内の農地2筆、3,274㎡、以上13件は「にいがた南蒲農業協同組合」を通し、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

次の921番から、32ページになりますが、32ページの965番までの45件につきましては再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告願います。

第2調査部会長は、私の隣に着席をお願いします。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

それでは、第2調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第2調査部会では、3月24日午後1時30分から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、村山会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午後3時50分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転2件、利用権新規設定39件、利用権再設定45件、合計件数86件、面積63万8,818.01㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。なお、委員の質問等の発言につきましては挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(村山会長代理)

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いします。

(午後3時20分 5番栗原一郎委員、6番野崎文夫委員、7番五十嵐秀一委員、
27番内山敏雄委員着席)

議長(村山会長代理)

退席された委員に報告いたします。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり承認することに決しました。

それでは、議長を交代させていただきます。ありがとうございました。

(会長代理 村山佐喜雄委員退席、会長 野崎文夫委員議長席に着く)

議長(野崎会長)

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(堀事務局長)

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明いたします。

38ページをご覧いただきたいと思います。今月の申請は15件で、合計面積5万9,384.95㎡であります。

では、33ページにお戻りお願いいたします。70番は、五明地内外の農地計4筆、1,131㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

続きまして、71番は長嶺地内の農地1筆、23㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するもので、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』の881番で長嶺地内の農地2筆、3,545㎡について、あっせんによる売買についてご審議をいただきましたが、このあっせんの対象とならない農地、いわゆる白地の農地について売買を行うものです。価格は、10a当たり約〇〇万〇,〇〇〇円であります。

続きまして、72番は福島新田地内の農地2筆、3,924㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円です。

あります。

73番は、山王地内の農地1筆、525㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇万円であります。

74番は、同じく山王地内の農地1筆、145㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇万円であります。

続きまして、75番は同じく山王地内の農地1筆、46㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇万円であります。

76番は、曲谷地内の農地1筆、177㎡を譲り受け人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇万円であります。

77番及び78番は、大島地内の農地1筆、730㎡と、代官島地内の農地3筆、580㎡を譲り受け人、譲り渡し人が耕作の都合により交換するものです。

79番及び80番は、同じく交換でございます。猪子場新田地内の農地7筆、2,707㎡と、同じく猪子場新田地内の農地2筆、2,042㎡を譲り受け人、譲り渡し人が耕作の都合により交換するものです。

続きまして、81番は東新保地内の農地1筆、198㎡について、同一世帯内で贈与を行うものであります。

82番は、鶴田1丁目地内外の農地計28筆、2万4,829.04㎡について、平成20年2月1日に使用貸借権を設定し、後継者である譲り受け人へ経営移譲したところであります。しかし、その後、米の出荷名義等を譲り渡し人に戻したため、経営移譲年金が支給停止になっていることから、再度使用貸借権の設定を行い、後継者に経営移譲することにより、経営移譲年金の支給停止を解除するものであります。

83番は、長沢地内の農地31筆、1万7,283.91㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定をするものであります。

84番は、牛野尾地内の農地14筆、5,044㎡を、同じく譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定をするものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの7件、贈与によるもの1件、交換によるもの4件、使用貸借によるもの3件、合計件数15件、面積5万9,384.95㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更申請について』ご説明いたします。

議案の40ページお願いいたします。今月の申請は4件で、合計面積8,081.08㎡であります。

それでは、39ページにお戻りをお願いいたします。27番から順にご説明申し上げます。

27番は、計画変更のみの申請で、曲淵3丁目地内の農地4筆、3,996㎡を既存雑種地4.20㎡と一体利用し、宅地分譲16区画、道路、公園及びごみ置き場の用地として利用したいものです。全体計画面積及び分譲区画数に変更はありませんが、居住者の利便性の向上を図るため、分譲地内道路の形状変更するものであります。場所につきましては、月岡小学校北東500m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

28番は、直江町3丁目地内の農地1筆、899㎡を売買により取得し、この後、議第5号の108番で農地法第5条の許可申請がなされている西側隣接地1,927㎡と一体利用し、宅地分譲12区画、道路及び調整池の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万円でございます。場所につきましては、三条直江簡易郵便局東側200m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましては議第5号の105番で農地法第5条の許可申請がなされております。

29番は、計画変更のみの申請で、西中地内の農地9筆、596.08㎡を集合住宅1棟、駐車場及び通路の用地として利用したいものです。場所につきましては、本成寺中学校南側隣接地で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

30番は、一ツ屋敷新田地内の農地2筆、2,590㎡を売買により取得し、露天駐

車場41台、通路及び調整池の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円でございます。場所につきましては、国道8号一ツ屋敷交差点北西200m付近で、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましては議第5号の106番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第3号『事業計画変更申請について』は、合計件数4件、面積8,081.08㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方はご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明いたします。

議案の41ページをお願いいたします。今月の申請は、22番1件で、昨年12月の総会におきまして農振農用地区域内に農業用施設を整備する、いわゆる軽微変更について、やむを得ないものとして認めた案件であります。東本成寺地内の農地1筆、242㎡を潰廃通報済みの南側農地181㎡と一体利用し、農機具格納庫1棟及び通路の用地として利用したいものです。場所につきましては、東本成寺集落開発センター北西15

0 m付近で、農振農用地区域内に農業用施設を建設するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、件数1件、面積242㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明いたします。

44ページをお願いいたします。今月の申請は7件で、合計面積1万9,117㎡であります。

42ページにお戻りをお願いいたします。105番及び106番は、先ほどご審議をいただきました議第3号『事業計画変更申請について』の28番及び30番でそれぞれご説明させていただいた内容と同じでございますので、説明は省略をさせていただきます。

107番からご説明申し上げます。107番は、石上2丁目地内の農地4筆、2,508㎡を売買により取得し、宅地分譲11区画及び道路の用地として利用したいもので

す。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円であります。場所につきましては、三条石上郵便局北東400m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

108番は、直江町3丁目地内の農地3筆、1,927㎡を売買により取得し、議第3号『事業計画変更申請について』の28番でご審議をいただいた東側隣接地899㎡と一体利用し、宅地分譲12区画、道路及び調整池の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万円あります。場所につきましては、三条直江簡易郵便局東側200m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、109番は南四日町3丁目地内の農地2筆、377㎡を使用貸借権の設定により住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条市嵐南公民館東側300m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

110番は、昨年7月の総会におきまして農振農用地からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。大宮新田地内の農地1筆、1,937㎡を売買により取得し、南側既存宅地1,958㎡と一体利用し、駐車場124台、緑地帯及び通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円あります。場所につきましては、金属工業団地東側隣接地で、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

111番は、帯織地内外の農地計18筆、8,879㎡を売買により取得し、南側既存宅地7,876.89㎡と一体利用し、倉庫1棟、駐車場、通路回転広場、調整池及び緑地の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇、〇〇〇円あります。場所につきましては、帯織郵便局西側800m付近で、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数7件、面積1万9,117㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第2調査部会長は、自席へお戻りください。

議長(野崎会長)

それでは、追加議案の日程についてお諮りしたいと思います。

お諮りします。議第6号『農業委員会事務局職員の配置替について』を議事日程に追加したいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長) それでは、異議なしという発言がございますので、議第6号を追加議案といたします。

資料配付、お願いいたします。

(議案配付)

議長(野崎会長)

それでは、議第6号の審議に入る前に、事務局職員全員の退室をお願いいたします。

(事務局職員退席)

議長(野崎会長)

それでは、議第6号『農業委員会事務局職員の配置替について』を議題といたします。

平成28年4月1日付の「農業委員会事務局職員の配置替について」、三条市長から下記のとおり協議があったので、農業委員会等に関する法律20条第3項の規定により承認を求めます。

配置替えにより農業委員会事務局職員の職を解く者。局長、堀雅志。主任、堀江定昭。

配置替えにより農業委員会事務局職員として任用する者。局長、清水学。一般任用主事、左居香。

以上です。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま提案申し上げましたとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

これより休憩に入りたいと思います。

(午後3時48分から午後3時50分まで休憩)

議長(野崎会長)

休憩を閉じ、再開をいたします。

議長(野崎会長)

以上、議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1項につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略をいたします。

議長(野崎会長)

それでは、報第2号『正副部会長会議の結果報告について』、事務局より報告を願います。

事務局(堀事務局長)

(別添報告書により説明)

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言いただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報第2号『正副部会長会議の結果報告について』を終了いたします。

議長(野崎会長)

続きまして、報第3号から報第7号まで、続けて事務局より報告願います。

(別添報告書により説明)

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言いただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長(野崎会長)

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長(4番藤田吉則委員)

4番、藤田です。来月は、第3調査部会の当番でございます。4月25日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、ご出席をお願いいたします。

以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

なお、来月の総会は28日を予定しております。よろしくお願ひいたします。
それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。
以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午後4時05分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（13番）

議事録署名委員（23番）
